

改定

現行

長崎県公共建築工事積算基準等資料

長崎県公共建築工事積算基準等資料

目次

目次

第1編 総則

第1編 総則

第2編 工事費

第2編 工事費

第3編 共通費

第3編 共通費

第1章 ~ 第5章 (略)

第1章 ~ 第5章 (略)

第4編 単価、価格等

第4編 単価、価格等

第1章 ~ 第5章 (略)

第1章 ~ 第5章 (略)

附表 補正市場単価算出方法 参照

附表 補正市場単価算出方法 参照

() 「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料(令和4年改定)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。

() 「第4編単価、価格等の第2章から第5章」並びに「附表」は、公共建築工事積算基準等資料(令和3年改定)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。

改定

現行

第2編 工事費

1 公共料金の取り扱い

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用に「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」を乗じない。

2 数値の取り扱い

設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として千円単位となるように調整する。

3 工事の一時中止に伴う増加費用

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。
(略)

第2編 工事費

1 公共料金の取り扱い

現場発生による、湧水を公共下水道に流す場合等の費用に「当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率」を乗じない。

2 数値の取り扱い

設計変更における工事価格については、算出された金額の範囲内で、原則として千円単位となるように調整する。

3 工事の一時中止に伴う増加費用

(1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）に基づき、当該費用の内容（項目・数量）の必要性を受発注者で協議したうえで算定する。

(2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区別して計上する。

(3) 工事の一時中止に伴う増加費用の算定は以下による。
(略)

改定

表1-3 その他工事としての取り扱い(機械設備工事)

通常の建物本体工事に含まれない下記の設備等について、システム一式を専門工事として扱い、当該据付調整費及び諸経費まで含んで計上したものを対象とする。

(注) 印は対象項目、×印は対象外項目

さく井設備	さく井設備として取り扱われる項目全て。ただし、ポンプや揚水管の交換は一般工事。
揚水井設備	掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、 深井戸 用水中モーターポンプ設置(揚水試験、水質検査含む)を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井
地中熱交換井設備	掘さく後、地中熱交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井
深井戸用水中モーターポンプ交換	× ポンプ及び揚水管の交換
特殊空調設備	特殊空調設備として取り扱われる項目全て。
恒温恒湿室	精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋用の空調設備(部屋本体を含む場合あり)
クリーンルーム	空気清浄度の確保が必要な部屋用の空調設備(部屋本体を含む場合あり)
循環ろ過設備	循環ろ過設備として取り扱われる項目全て。
プールろ過設備	プール水を循環させてる過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
浴槽ろ過設備	浴槽水を循環させてる過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
排水処理設備	排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部(ルーフドレン等)から雨水流入槽に至る配管は一般工事
厨房排水除害設備	厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備
廃水処理設備	有害廃水(病原菌、放射性物質等)を下水道の放流基準値以下に処理する設備
排水再利用設備	原水(雑排水等)を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
雨水利用設備	雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備(ろ過装置を設けるシステム一式工事)
	× 集水部(ルーフドレン等)から雨水流入槽に至る配管。上記ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御設備
浄化槽設備	× コニット型、現場施工型
ごみ処理設備	ごみ処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、厨房のディスポーザーは一般工事
ダストシュート	各階に設けた投入口より縦管をつたって下層の集積所にごみを集める設備
ごみ真空輸送装置	建物に設けたダストシュート等と集積所をパイプで結び、パイプ内の空気を集積所側から吸引することで、広範囲からごみを収集・輸送する設備
コンパクト・コンテナ	かさの大きい紙ごみを高圧縮してコンテナに詰め、コンテナごと搬出する設備
焼却装置	焼却炉
ディスポーザー	× 厨房で扱うディスポーザーは一般工事
搬送設備	搬送設備として取り扱われる項目全て。 (小荷物専用昇降機は昇降機設備工事として扱う)
書類搬送設備	気送管や垂直コンベア等を使用し、書類をステーションまで搬送する設備
自動倉庫	スタッカークレーン、無人走行台車等を用いた立体自動倉庫
昇降装置	段差解消機、ステージ昇降装置、ホイストクレーン等
機械式駐車設備	機械式駐車設備として取り扱われる項目全て。
機械式駐車設備	2段式、タワー式、水平循環式、平面往復式等
特殊ガス設備	特殊ガス設備として取り扱われる項目全て。
医療用ガス設備	酸素、窒素、笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
実験用ガス設備	酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
高圧空気充てん設備	ダイビング用高圧空気ボンベへ空気充てんを行う設備
実験機器設備	実験機器設備として取り扱われる項目全て。
実験機器設備	ドラフトチャンパー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレーブ、実験台、飼育装置、飼育ケージ等の実験機器類
医療器具設備	医療器具設備として取り扱われる項目全て
医療器具設備	手術台、歯科用椅子、各種検査機器(X線、CT、MRI、超音波等)介護補助用リフト等の医療用設備

現行

表1-3 その他工事としての取り扱い(機械設備工事)

通常の建物本体工事に含まれない下記の設備等について、システム一式を専門工事として扱い、当該据付調整費及び諸経費まで含んで計上したものを対象とする。

(注) 印は対象項目、×印は対象外項目

さく井設備	さく井設備として取り扱われる項目全て。ただし、ポンプや揚水管の交換は一般工事。
揚水井設備	掘さく及び電気検層後、ケーシング、スクリーン、砂利充てん、 深井戸 用水中モーターポンプ設置(揚水試験、水質検査含む)を行う、飲用水、雑用水、融雪用の揚水井
地中熱交換井設備	掘さく後、地中熱交換器、けい砂等充てんを行う、空調及び融雪用の地中熱交換井
深井戸用水中モーターポンプ交換	× ポンプ及び揚水管の交換
特殊空調設備	特殊空調設備として取り扱われる項目全て。
恒温恒湿室	精度が高く一定の温湿度管理を行う部屋用の空調設備(部屋本体を含む場合あり)
クリーンルーム	空気清浄度の確保が必要な部屋用の空調設備(部屋本体を含む場合あり)
循環ろ過設備	循環ろ過設備として取り扱われる項目全て。
プールろ過設備	プール水を循環させてる過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
浴槽ろ過設備	浴槽水を循環させてる過や滅菌等を行い、水質を維持する設備
排水処理設備	排水処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、浄化槽設備及び雨水利用設備の集水部(ルーフドレン等)から雨水流入槽に至る配管は一般工事
厨房排水除害設備	厨房排水における有害成分を下水道の放流基準値以下に処理する設備
廃水処理設備	有害廃水(病原菌、放射性物質等)を下水道の放流基準値以下に処理する設備
排水再利用設備	原水(雑排水等)を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備
雨水利用設備	雨水を便所洗浄水、散水、修景用水等の用途に適合する水質まで処理する設備(ろ過装置を設けるシステム一式工事)
	× 集水部(ルーフドレン等)から雨水流入槽に至る配管。上記ルート中の雨水遮断弁装置等を独立して制御する場合の自動制御設備
浄化槽設備	× コニット型、現場施工型
ごみ処理設備	ごみ処理設備として取り扱われる項目全て。ただし、厨房のディスポーザーは一般工事
ダストシュート	各階に設けた投入口より縦管をつたって下層の集積所にごみを集める設備
ごみ真空輸送装置	建物に設けたダストシュート等と集積所をパイプで結び、パイプ内の空気を集積所側から吸引することで、広範囲からごみを収集・輸送する設備
コンパクト・コンテナ	かさの大きい紙ごみを高圧縮してコンテナに詰め、コンテナごと搬出する設備
焼却装置	焼却炉
ディスポーザー	× 厨房で扱うディスポーザーは一般工事
搬送設備	搬送設備として取り扱われる項目全て。 (小荷物専用昇降機は昇降機設備工事として扱う)
書類搬送設備	気送管や垂直コンベア等を使用し、書類をステーションまで搬送する設備
自動倉庫	スタッカークレーン、無人走行台車等を用いた立体自動倉庫
昇降装置	段差解消機、ステージ昇降装置、ホイストクレーン等
機械式駐車設備	機械式駐車設備として取り扱われる項目全て。
機械式駐車設備	2段式、タワー式、水平循環式、平面往復式等
特殊ガス設備	特殊ガス設備として取り扱われる項目全て。
医療用ガス設備	酸素、窒素、笑気ガス等の医療用ガスの供給を行う設備
実験用ガス設備	酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等の実験用ガスの供給を行う設備
高圧空気充てん設備	ダイビング用高圧空気ボンベへ空気充てんを行う設備
実験機器設備	実験機器設備として取り扱われる項目全て。
実験機器設備	ドラフトチャンパー、安全キャビネット、クリーンベンチ、オートクレーブ、実験台、飼育装置、飼育ケージ等の実験機器類
医療器具設備	医療器具設備として取り扱われる項目全て
医療器具設備	手術台、歯科用椅子、各種検査機器(X線、CT、MRI、超音波等)介護補助用リフト等の医療用設備

改定

現行

表2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数(N)	規格	存置日数	備考
1	16t	2.3×A	
2	16t	5.4×A	
3	16t	8.5×A	
4	クレーン工事用 16t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台
5	クレーン工事用 16t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台

表2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数(N)	規格	存置日数	備考
B1	16t	6.4×A	

改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

(ト)「その他」の率及び市場単価等の補正

複合単価の算定に用いる歩掛りの「その他」の率は「仮設」の工種を、市場単価等の補正は「仮設工事」の細目を適用する。

(チ)その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費(引張試験及び超音波探傷試験)を除き、以下の試験費を積み上げにより算定する。

- ・アスベスト粉じん濃度測定
- ・分析によるアスベスト含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験
- ・コンクリートの単位水量測定
- ・PCB含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比(CBR)試験
- ・現場CBR試験
- ・上記に類する各種試験費

(2)建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

表2-4 地上階の仕上用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数(N)	規格	存置日数	備考
1	16t	2.3×A	
2	16t	5.4×A	
3	16t	8.5×A	
4	クレーン工事用 16t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台
5	クレーン工事用 16t未満	18.5×N+40.5	建築面積1,000㎡ごとに1台

表2-5 地下階の仕上用揚重機械存置日数(鉄筋コンクリート造)

階数(N)	規格	存置日数	備考
B1	16t	6.4×A	

改修工事における荷揚用揚重機械器具の費用

機種の選定及び存置日数は、施工内容、施工条件等により機種を選定する。

(ト)「その他」の率及び市場単価等の補正

複合単価の算定に用いる歩掛りの「その他」の率は「仮設」の工種を、市場単価等の補正は「仮設工事」の細目を適用する。

(チ)その他

材料及び製品の品質管理試験に要する費用は、コンクリート圧縮試験費及び鉄筋の圧接試験費(引張試験及び超音波探傷試験)を除き、以下の試験費を積み上げにより算定してする。

- ・アスベスト粉じん濃度測定
- ・分析によるアスベスト含有建材の調査
- ・化学物質の濃度測定
- ・六価クロム溶出試験費
- ・コンクリートの単位水量測定費
- ・PCB含有シーリング材の調査
- ・路床土の支持力比(CBR)試験
- ・現場CBR試験
- ・上記に類する各種試験費

(2)建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い

建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の共通仮設費は算定しない。

改定

現行

(ホ)リース料の取り扱い
 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

(ヘ)労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正
 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、入札公告等に表示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。なお、(ロ)鉄骨工事の補正を行う場合及び(ニ)労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01の補正に(ロ)及び(ニ)を乗じる。

(算定方法)
 ・一般工事の場合
 純工事費(一般工事)×現場管理費率×補正(ヘ)
 ・鉄骨工事等の場合
 純工事費(鉄骨工事等)×現場管理費率×(補正(ヘ)×補正(ロ)又は補正(ニ))

ロ.積み上げによる算定
 以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ)要員等の費用
 条件明示された要員等の費用(共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等)
 この費用には本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映する。

(ロ)昇降機設備工事における工事実績情報(コリンズ)の登録等に要する費用
 工事費が2,500万円未満の場合(500万円未満の工事費は、登録を必要としない。)
 『工事実績情報登録費用』=登録作業費¹+登録料(税抜き)
 1:登録作業費=特殊作業員1.0人・日

(2)建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い
 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(3)支給材を使用する場合
 支給材(入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材)を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。
 ただし、再利用資機材については現場管理費を**加算**しない。

(ホ)リース料の取り扱い
 仮設庁舎等をリースで発注する場合は、一般工事とリース料の純工事費の合計額に対応する現場管理費率により一般工事の現場管理費を算定する。なお、リース料については、現場管理費を算定しない。

(ヘ)労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正
 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降設備工事において、入札公告等に表示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費(フルハーネス型)の補正を行う場合は、一般工事の現場管理費率に1.01を乗じる。なお、(ロ)鉄骨工事の補正を行う場合及び(ニ)労務費の比率が著しく少ない工事の補正を行う場合は、1.01の補正に(ロ)及び(ニ)を乗じる。

(算定方法)
 ・一般工事の場合
 純工事費(一般工事)×現場管理費率×補正(ヘ)
 ・鉄骨工事等の場合
 純工事費(鉄骨工事等)×現場管理費率×(補正(ヘ)×補正(ロ)又は補正(ニ))

ロ.積み上げによる算定
 以下の項目については、現場管理費率に含まれないため、設計図書等に基づき積み上げにより算定する。

(イ)要員等の費用
 条件明示された要員等の費用(共通仮設費の費用以外、現場雇用労働者の給料等)
 この費用には本来事業者が負担すべき法定福利費相当額を適切に反映する。

(ロ)昇降機設備工事における工事実績情報(コリンズ)の登録等に要する費用
 工事費が2,500万円未満の場合(500万円未満の工事費は、登録を必要としない。)
 『工事実績情報登録費用』=登録作業費¹+登録料(税抜き)
 1:登録作業費=特殊作業員1.0人・日

(2)建設発生土処分費及び発生材処分費の取り扱い
 建設発生土処分費及び発生材処分費を含めて発注する場合は、これらの費用の現場管理費は算定しない。

(3)支給材を使用する場合
 支給材(入居官署又は発注者側で購入・製作された資機材)を使用して工事を施工する場合は、支給材を購入すると仮定した評価額の2%を現場管理費に加算する。
 ただし、再利用資機材については現場管理費を**算定**しない。

改定

現行

第5章 一般管理費等

第5章 一般管理費等

1 一般管理費等の算定方法

(1) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 一般管理費等率による算定

(イ) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が3.5%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

表3-1 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分(%)	補正係数
5以下	1.05
5を超え1.5以下	1.04
1.5を超え2.5以下	1.03
2.5を超え3.5以下	1.01

(ロ) 契約保証費について

共通費基準 5(1)による契約保証費については、工事原価に表3-2による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表3-2 契約保証費率

内 容	(%)
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (長崎県建設工事標準請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない
注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。 当初予定価格内訳書記載の工事費が2.50万円以下の工事	

ロ. 積み上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

1 一般管理費等の算定方法

(1) 一般管理費等の算定は一般管理費等率により算定する。ただし一般管理費等率に含まれないものは積み上げにより算定する。

イ. 一般管理費等率による算定

(イ) 前払金支出割合による補正

前払金支出割合が3.5%以下の場合の一般管理費等率は、表3-1の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を一般管理費等率に乗じて得た率とする。

表3-1 一般管理費等率補正係数

前払金支出割合区分(%)	補正係数
5以下	1.05
5を超え1.5以下	1.04
1.5を超え2.5以下	1.03
2.5を超え3.5以下	1.01

(ロ) 契約保証費について

共通費基準 5(1)による契約保証費については、工事原価に表3-2による契約保証費率を乗じ算出した金額を一般管理費等に加算する。

表3-2 契約保証費率

内 容	(%)
保証の方法1：発注者が金銭的保証を必要とする場合 (長崎県建設工事標準請負契約書第4条を採用する場合)	0.04
保証の方法2：発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09
保証の方法3：上記以外の場合	補正しない
注) 契約保証のうち、保証の方法3の具体例は以下のとおり。 当初予定価格内訳書記載の工事費が3.00万円未満の工事	

ロ. 積み上げによる算定

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用については、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に該当する住宅の新築工事の場合は、資力確保措置のための費用を見積等により算出し、一般管理費等に加算する。ただし、設計変更においては対象としない。

改定

現行

(4) 改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

- イ．荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。
- ロ．荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。
- ハ．直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。
- ニ．発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

9 工事が僅少等の取り扱い

工事が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

1.0 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価

(1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。

(2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

労務費（総額）＝労務単価＋労務単価×K×割増すべき時間数

ただし、K（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×1/8×割増係数とする。

なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「公共工事設計労務単価表（農林水産省・国土交通省）」の「別表-1 割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。

また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。（労働基準法 第35条）

(4) 改修工事の積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

- イ．荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあった回数等を十分検討し、適切に計上する。
- ロ．荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。
- ハ．直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。
- ニ．発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。

1.0 工事が僅少等の取り扱い

工事が僅少の場合、施工場所が点在する場合、工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工に最低限必要な単位の材料、労務、機械器具等の費用を実状に応じて算定する。

1.1 時間外、深夜及び休日の労働についての労務単価

(1) 公共工事設計労務単価（以下「労務単価」という。）は、所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、深夜及び休日の労働についての割増賃金は含まれない。

(2) 時間外及び深夜の労働は、施工時期・施工時間が制限され、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。ただし、時間外の労働は、変形労働時間制等を考慮し、実状に応じて積算する。

労務費（総額）＝労務単価＋労務単価×K×割増すべき時間数

ただし、K（割増賃金係数）＝割増対象賃金比×1/8×割増係数とする。

なお、K（割増賃金係数）は当該年度の「公共工事設計労務単価表（農林水産省・国土交通省）」の「別表-1 割増対象賃金比及び1時間当り割増賃金係数」による。

また、市場単価の細目工種において、時間外及び深夜の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

(3) 休日の労働は、緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行い、割増賃金を見込む必要が設計図書に明示された場合に、労務費を下記により算定する。なお、法定休日とは、使用者の定める週一回以上、もしくは4週間のうちに4日以上の日とする。（労働基準法 第35条）

改定

現行

労務費（総額）＝労務単価×K×割増すべき時間数

なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。

また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

労務費（総額）＝労務単価×K×割増すべき時間数

なお、K（割増賃金係数）の取扱いは（2）による。

また、市場単価の細目工種において、休日の労働について割増賃金を見込む必要がある場合は、割増賃金に相当する割増し率を算定し市場単価を補正する。

ただし、緊急時等、やむを得ない場合に該当しない法定休日に作業を行い、別の日を振替休日とした場合は適用しない。

1.1 寒冷地、離島等の取り扱い

（1）寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。

（2）離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。

1.2 寒冷地、離島等の取り扱い

（1）寒冷地における除雪に関する費用及び寒中養生のための費用等は、実状に応じて積算する。

（2）離島等における工事の積算にあたっては、材料・労務の調達、プラント・機械器具の有無、運搬方法等についての特殊事情を調査・検討し、実状に応じて積算する。

1.2 設計変更時の取り扱い

単価基準第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員若しくは主任監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

1.3 設計変更時の取り扱い

単価基準第1編5の場合の設計変更時の積算において、当初設計の工事費内訳書に対して種目が追加された場合の単価及び価格は、総括監督員若しくは主任監督員の指示又は承諾した時点の単価及び価格とする。

1.3 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い

（1）墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が、入札公告等で示された場合は、現行の安全帯（**胴**ベルト型）の費用を差し引いた月額損料（差額）に必要な費用を算定する。また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。なお、各区分の月額損料の算定は、表5 墜落制止用器具費の算定区分表による。

（2）建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費とし別紙明細として計上する。

（3）新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事で算定し、主な工事に計上する。

（4）算定に用いる月数区分の目安は、T（工期）が該当する月数区分による。

（算定方法）

墜落制止用器具費＝墜落制止用器具費月額損料（差額分）×月数区分（表5）

1.4 現場労働者用の墜落制止用器具費の取り扱い

（1）墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が、入札公告等で示された場合は、現行の安全帯（**腰**ベルト型）及び助成金を差し引いた月額損料（差額）に必要な費用を算定する。また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事並びに新営工事及び改修工事で区分する。なお、各区分の月額損料の算定は、表5 墜落制止用器具費の算定区分表による。

（2）建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費とし別紙明細として計上する。

（3）新営工事と改修工事を一括で発注する場合は、新営工事又は改修工事のうち主な工事で算定し、主な工事に計上する。

（4）算定に用いる月数区分の目安は、T（工期）が該当する月数区分による。

（算定方法）

墜落制止用器具費＝墜落制止用器具費月額損料（差額分）×月数区分（表5）

改定

現行

表5 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分		墜落制止用器具費月額損料 (差額分)	月数区分											
			6か月まで	12か月まで	18か月まで	24か月まで	30か月まで	30か月を超え						
建築工事	新営工事	6,000円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)	36 (か月)						
	改修工事	3,600円/月												
電気設備工事	新営工事	3,600円/月												
	改修工事	2,400円/月												
機械設備工事	新営工事	3,600円/月												
	改修工事	2,400円/月												
昇降機設備工事		1,200円/月							6(か月)					

墜落制止用器具費月額損料(差額分) = 1人当たりの墜落制止用器具費月額損料(差額分) × 現場労働者の同時施工人員想定(表5-1)

表5-1 現場労働者の同時施工人員想定表

工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事
新営工事	10人日/日	6人日/日	6人日/日	2人日/日
改修工事	6人日/日	4人日/日	4人日/日	

その現場の高所作業を行う現場労働者(下請作業員)が墜落制止用器具(フル-収型)をつける想定

1人当たりの墜落制止用器具月額損料(差額分)
600円/人・月 = (墜落制止用器具費(フル-収型) - 現行の安全帯(胴ベルト型)) / 36か月(耐用年数)

「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料(令和4年改定)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。

表5 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分		墜落制止用器具費月額損料 (差額分)	月数区分											
			6か月まで	12か月まで	18か月まで	24か月まで	30か月まで	30か月を超え						
建築工事	新営工事	6,000円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)	36 (か月)						
	改修工事	3,600円/月												
電気設備工事	新営工事	3,600円/月												
	改修工事	2,400円/月												
機械設備工事	新営工事	3,600円/月												
	改修工事	2,400円/月												
昇降機設備工事		1,200円/月							6(か月)					

墜落制止用器具費月額損料(差額分) = 1人当たりの墜落制止用器具費月額損料(差額分) × 現場労働者の同時施工人員想定(表5-1)

表5-1 現場労働者の同時施工人員想定表

工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事
新営工事	10人日/日	6人日/日	6人日/日	2人日/日
改修工事	6人日/日	4人日/日	4人日/日	

その現場の高所作業を行う現場労働者(下請作業員)が墜落制止用器具(フル-収型)をつける想定

1人当たりの墜落制止用器具月額損料(差額分)
600円/人・月 = (墜落防止用器具費(フル-収型) - 現行の安全帯(腰ベルト型) - 助成金) / 36か月(耐用年数)

「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」は、公共建築工事積算基準等資料(令和3年改定)(国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課)の「第4編 単価、価格等」の「第2章 建築工事」から「第5章 昇降機設備工事」並びに「附表 補正市場単価算出方法」を適用する。